

徳島県庁インターンシップ実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、徳島県（以下「県」という。）が行う業務内容、社会的役割等について、学生等が理解を深め、将来の進路選択の一つとして考慮する機会とするため実施するインターンシップ（期間が5日に満たない「仕事体験」を含む。以下同じ。）に関し、必要となる事項を定めるものとする。

（研修対象者）

第2条 インターンシップにより県において研修を行う対象者は、学校教育法に規定する学校に在籍する学生等とする。なお、プログラムごとの対象者は別に定める。

（実施時期及び時間）

第3条 インターンシップの実施期間は、原則5日以内として県が別に定める。また、1日の研修時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県が必要と認める場合は、1日あたり7時間45分を超えない範囲で別に実習時間を定めることができる。

（研修先及び研修内容）

第4条 インターンシップの研修先及び研修内容は、県が別に定める。

（研修申込み及び手続き）

第5条 研修の受講を希望する者が在籍する高等学校及び高等専門学校は、受講申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、徳島県企画総務部人事課（以下「人事課」という。）あて申し込まなければならない。

2 前項以外の学校に在籍する学生が研修の受講を希望する場合は、徳島県電子自治体共同システム（電子申請サービス）（以下「電子申請サービス」という。）より学生本人が申し込まなければならない。

3 人事課は、申し込みのあった者から対象研修生を決定した場合は、受講決定通知（様式第2号）により学校又は本人あて通知し、学校は対象研修生あて通知するものとする。なお、募集人数を超過する申込みがあった場合には、書類審査等による選考の上、対象研修生を決定するものとする。

4 研修生は、誓約書（様式第3号）を作成し、研修当日に持参するものとする。

(研修に要する経費)

第6条 県外の学校に在籍する者は、研修に要する交通費及び宿泊費（以下「旅費」という。）を、研修最終日から1か月以内に、様式第4号により徳島県あて請求することができるものとする。なお、対象となるプログラムは別に定める。

2 旅費（研修期間中の徳島県内の移動費用並びに研修開始の日の3日前の日から2日前の日までの宿泊費及び研修終了の日の翌日から2日後の日までの宿泊費を除く。）は、研修開始の日の3日前の日から研修終了の日の3日後の日までの期間において、公共交通機関及び宿泊施設を利用する場合に限り支給するものとする。

3 県は、旅費の支給を予算の範囲内で行い、原則として、支給額の上限は2万円とする。

4 県が支給する旅費以外の費用については研修生の負担とし、県は、報酬・賃金などいかなる経済的負担を行わない。

5 自然災害等、やむを得ない理由により人事課が必要と認める場合は、第2項に規定する期間外の旅費について支給を行うことができる。

6 第8条第2項又は第9条第1項第1号若しくは第3号の規定により研修を欠席又は中止した場合で、インターンシップの目的達成が困難と判断される等、人事課が不相当と認めた場合は、県はこの条の規定に基づく旅費の支給を行わないものとする。

7 第9条第1項第2号の規定により研修を中止した場合は、県はこの条の規定に基づく旅費の支給を行わないものとする。

(研修中の事故等)

第7条 研修生は、研修中の不慮の事故に備え、原則として研修期間中の傷害保険等に加えるものとする。

2 研修期間中の自動車事故、その他の不慮の事故については、県はその発生防止に努めることとするが、万一事故が発生した場合は、県はその責任を負わないものとする。

(研修生の遵守すべき事項)

第8条 研修生は、研修先への出発時及び終了時に学校又は担当教授等に必要な指示を仰ぐものとする。

2 研修生は、研修日程を遵守しなければならない、やむを得ない事情等により、研修を欠席又は中止する場合は、直ちに研修先に連絡するとともに、様式第5号により研修先所属長に届出するものとする。研修先所属長は、受理した事項を人事課へ報告するものと

する。

3 研修生は、研修先の指示に従い規律ある行動をとるものとする。

4 研修生は、研修中に知り得た秘密を漏らしてはならない。研修終了後も同様とする。

(研修の中止)

第9条 人事課は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、研修の開始前、開始後にかかわらず研修を中止することができるものとする。

(1) 災害の発生等により、安全に研修を実施することが困難な場合、若しくは研修を実施することにより県の業務に支障が生じ、又はそのおそれがある場合。

(2) 研修生が第8条の規定に違反するなど、研修生の責めに帰すべき事由により研修を継続することが困難である場合。

(3) 前各号に定めるもののほか、インターンシップの目的を達成することが困難であると認められる場合。

2 人事課は、第1項の規定により、研修を中止するときは、その旨を研修生及び当該研修生が在籍する学校に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、徳島県庁インターンシップの実施に必要な事項は、県が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年6月26日から施行する。

2 徳島県職員採用希望者インターンシップ実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。